

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 4

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部課税第一課】 5
- 特定調達契約の相手方の決定【財政局税務部税制課】 9
- 北九州市環境影響評価条例による環境影響評価書の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】 10

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 11
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】 12
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 13

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市選挙管理委員会委員長の当選【行政委員会事務局選挙課】 14
- 北九州市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【行政委員会事務局選挙課】 15

◇ 区選挙管理委員会

| | |
|---|----|
| ○ 北九州市門司区選挙管理委員会委員長の当選【門司区選挙管理委員会事務局】 | 16 |
| ○ 北九州市門司区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【門司区選挙管理委員会事務局】 | 17 |
| ○ 北九州市若松区選挙管理委員会委員長の当選【若松区選挙管理委員会事務局】 | 18 |
| ○ 北九州市若松区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【若松区選挙管理委員会事務局】 | 19 |
| ○ 北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長の当選【戸畑区選挙管理委員会事務局】 | 20 |
| ○ 北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【戸畑区選挙管理委員会事務局】 | 21 |

北九州市告示第 238 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------------|---------------|
| あさの薬局 | 北九州市小倉北区浅野二丁目 18 番 15 号 | 令和元年 11 月 1 日 |
| 篠崎薬局 | 北九州市小倉北区東篠崎三丁目 5 番 48 号 | 令和元年 11 月 1 日 |
| 西本町薬局 | 北九州市八幡東区西本町三丁目 5 番 15 号 | 令和元年 11 月 1 日 |
| 片野薬局 | 北九州市小倉北区片野新町一丁目 9 番 1 号 | 令和元年 11 月 1 日 |
| オーエス令和薬局 | 北九州市小倉北区東城野町 8 番 31 号 | 令和元年 11 月 1 日 |

北九州市告示第 239 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------------|--------------|
| あさの薬局 | 北九州市小倉北区浅野二丁目 18 番 15 号 | 令和元年 1 月 1 日 |
| 篠崎薬局 | 北九州市小倉北区東篠崎三丁目 5 番 48 号 | 令和元年 1 月 1 日 |
| 西本町薬局 | 北九州市八幡東区西本町三丁目 5 番 15 号 | 令和元年 1 月 1 日 |
| 片野薬局 | 北九州市小倉北区片野新町一丁目 9 番 1 号 | 令和元年 1 月 1 日 |
| オーエス令和薬局 | 北九州市小倉北区東城野町 8 番 31 号 | 令和元年 1 月 1 日 |

2 訪問看護ステーション（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|-------------------------|--------------|
| 訪問看護ステーション ぽっぽスマイル | 北九州市八幡西区浅川二丁目 10 番 22 号 | 令和元年 1 月 1 日 |

北九州市公告第464号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和2年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年5月31日まで
- (4) 成果品納入場所 市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前3年間に、納税通知書等作成及び封入・封かん業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政局税務部課税第一課

イ 日時 この公告の日から令和元年11月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月25日の午前9時から午前10時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年11月12日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市財政局税務部課税第一課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎6階62会議室

イ 日時 令和元年11月18日 午後2時

ウ 途中入場は認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 令和元年11月20日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和元年11月22日午前11時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎6階62会議室

イ 日時 令和元年11月25日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和元年11月12日まで（日曜日等を

除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市財政局税務部課税第一課

ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和元年11月13日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局稅務部課稅第一課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北區城內 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 3 3

F A X 0 9 3 - 5 9 2 - 2 0 4 0

北九州市公告第465号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
税制改正対応等に伴う税務関係システム改修業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市財政局税務部税制課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年10月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
- 5 契約金額
6,471万8,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第466号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第18条第1項の規定により環境影響評価書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該評価書を縦覧に供する。

令和元年11月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所
新門司バイオマス発電所1合同会社
代表社員 榑原康寛
東京都港区新橋四丁目24番3号
- 2 対象事業の名称
（仮称）新門司バイオマス発電所建設事業
- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市環境局環境監視部環境監視課
北九州市門司区清滝一丁目1番1号
北九州市門司区役所総務企画課
北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号
北九州市門司区役所松ヶ江出張所
北九州市小倉北区大手町11番5号
北九州市立文書館
- 4 縦覧期間及び縦覧時間
令和元年11月1日から同年12月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（松ヶ江出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

| 指定番号 | 工事店の名称 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|-----------|------|----------------------|---------------|
| M-171 | 林設備工業株式会社 | 林 尚之 | 北九州市小倉南区 横代葉山6番5号 | 令和元年1 1月1日 |

北九州市上下水道局告示第 2 1 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 2 4 年北九州市水道局管理規程第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和元年 1 1 月 1 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 取消年月日 |
|---------|------------------------|---------------------------------|---------------------|
| 6 0 2 7 | 株式会社安部水道 設備 安部義隆 | 北九州市八幡西区割 子川二丁目 3 番 1 2 号 | 令和元年 1 0 月 2 5 日 |

北九州市上下水道局告示第 2 2 号

北九州市下水道条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 3 9 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和元年 1 1 月 1 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 指定の有効期間 |
|---------|-----------------------|--------------------------|---|
| 3 1 6 2 | 林設備工業株式会 社 林 尚之 | 北九州市小倉南区 横代葉山 6 番 5 号 | 令和元年 1 1 月 1 日 から令和 6 年 5 月 3 1 日まで |

北九州市選挙管理委員会告示第7号

令和元年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和元年10月30日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

住所 北九州市八幡西区鉄竜二丁目3番3号

氏名 富 増 健 次

北九州市選挙管理委員会告示第8号

北九州市選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和元年10月30日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

住所 北九州市門司区清滝一丁目6番20号

氏名 吉 永 高 敏

北九州市門司区選挙管理委員会告示第16号

令和元年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、
北九州市門司区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和元年10月29日

北九州市門司区選挙管理委員会
委員長 遠山義則

住所 北九州市門司区東門司二丁目3番15号

氏名 遠山義則

北九州市門司区選挙管理委員会告示第17号

北九州市門司区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和元年10月29日

北九州市門司区選挙管理委員会
委員長 遠山 義則

住所 北九州市門司区上藤松三丁目4番19号

氏名 和田 孝義

北九州市若松区選挙管理委員会告示第18号

令和元年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市若松区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和元年10月29日

北九州市若松区選挙管理委員会
委員長 木下秀雄

住所 北九州市若松区ひびきの南二丁目8番13号

氏名 木下秀雄

北九州市若松区選挙管理委員会告示第19号

北九州市若松区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和元年10月29日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木下秀雄

住所 北九州市若松区久岐の浜5番6-102号

氏名 松浦尚子

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第17号

令和元年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和元年10月29日

北九州市戸畑区選挙管理委員会
委員長 佐々木正明

住所 北九州市戸畑区土取町8番20-705号

氏名 佐々木正明

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第18号

北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和元年10月29日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 佐々木正明

住所 北九州市戸畑区中原西二丁目9番27号

氏名 田中朋子